

患者様へのご案内

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。また、医療情報取得加算や明細書発行体制等について以下の通り掲示しております。

●基本診療料・特掲診療料に関する届出事項

当院で算定している主な施設基準および加算は以下の通りです。

- 明細書発行体制等加算
- 一般名処方加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算(加算3)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

1. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の記載事項として個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

2. 一般名処方について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした銘柄によらない処方を行うことで、薬局で在庫のある医薬品を選択しやすくなります。

3. 医療情報取得加算・電子的診療情報連携体制整備加算(外医DX)について

当院は電子的診療情報連携体制整備加算について以下の取り組みを行っております。

- オンライン資格確認システムを通じて取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療を遂行しております。

- マイナ保険証の利用を促進し、診療情報共有サービスを通じて質の高い医療を提供できるよう十分な情報取得・活用に取り組んでおります。
マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなどの導入を検討・実施しています。

4. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当院では医療に従事する職員の賃金改善(ベースアップ)を図るため、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」を算定しております。本評価料は、スタッフが安心して質の高い医療・職務に従事することを目的として、物価高騰に直面する医療従事者の適切な処遇改善に全額を充当します。

令和8年6月
くじらの森 整形外科・皮膚科